〈参考〉

単品スライド条項運用の手順

１．単品スライド請求（残工期１月以上）

【請負者】

単品スライドを請求する工事について、様式－１を提出。

7日以内

14日

２．協議開始日通知（請求を受けた日から１４日後を協議開始日とする。）

【発注者】

様式－２により、協議開始日と必要な提出書類について指示する。

- 様式－３
- 対象材料集計表
- 鋼材類契約書、軽油契約書等の各対象材料を購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、購入日等の確認できる資料
- 実施工程表等の対象材料を搬入又は使用した日が確認できる資料

３．単品スライドについての協議

【請負者】

様式－３及び必要書類を提出。協議開始。

【発注者】

必要書類の審査及び単品スライド額の算定。

① 協議額を承諾する場合

様式－４を送付し、請負者の協議額を単品スライド増額分として契約変更を行う。

② 請負代金額変更に応じられない場合

様式－５により協議し、様式－７の提出を求める。

③ 協議額を修正提示する場合

様式－６により協議し、様式－７の提出を求める。

14日以内

４．契約変更

【発注者】

協議不調の場合は、様式－８により通知し、契約変更を行う。